

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する 不当廉売関税の課税期間の延長

令和3年8月19日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会

調査の概要等

- 大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産水酸化カリウムに対して、不当廉売関税を課税中。
- 令和2年7月、カリ電解工業会が韓国及び中国産の水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を申請したことを受け、同年8月より調査を開始。

（１）調査対象貨物の概要

- 名称：水酸化カリウム
- 輸入統計品目番号： 2815.20-000
(協定税率：3.9%、基本税率：4.6%、特惠税率：無税)
- 不当廉売関税率：韓国 49.5%、中国 73.7%
(課税期間：平成28年8月9日～令和3年8月8日)
- 外観：無色の液体又は白色片状の固体
- 主な用途：液体石鹼や洗剤の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液



【固体】



【液体】

(注) 写真は本邦産のもの (出典：申請者)

（２）調査対象期間

- 不当廉売された貨物の輸入が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後、継続又は再発するおそれ：
平成31年1月1日～令和元年12月31日
- 当該輸入による本邦産業の損害が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後、継続又は再発するおそれ：
平成27年1月1日～令和元年12月31日

(参考) 水酸化カリウム産業の現状等

水酸化カリウム産業の現状（調査対象期間：平成27年～令和元年）

- 水酸化カリウムの生産国は中国、韓国、米国など。
- 平成28年の課税措置後、中国産水酸化カリウムの輸入は、調査対象期間終了（～令和元年）までの間停止。一方、韓国産水酸化カリウムの輸入は、課税前より減少したものの令和元年は増加に転じ、輸入量全体の約7割を占めている。（令和元年10,440トン）。
- 本邦産同種の貨物の国内販売における市場占拠率は、平成28年以降増加していたが、令和元年は当該輸入貨物の輸入増加の影響により、減少に転じている。一方で、当該輸入貨物の市場占拠率は、平成30年にかけて減少したが、令和元年は増加している。

不当廉売された調査対象貨物の影響

- 水酸化カリウムは幅広い用途に必要な基礎的な化学品であり、不当廉売された調査対象貨物の輸入が継続又は再発すれば、国内産業に必要な水酸化カリウムを輸入品に大きく依存し、川下産業を含めたサプライチェーン全体にも悪影響を及ぼすおそれがある。
- 国内生産者は、課税措置後も継続する調査対象貨物の不当廉売輸入の影響で、製造原価に見合った価格での販売ができず、平成30年以降は営業利益が減少するなど、損害を受けやすい弱い状況にある。

まとめ

- 上記を踏まえれば、課税措置の延長による保護の必要がある。

不当廉売関税の調査・課税手続の流れ（延長調査）

国内産業の利害関係者からの課税期間の延長の求め（申請）※

（令和 2年 7/7）

調査開始

（令和 2年 8/31）

関税・外国為替等審議会
（特殊関税部会）

（令和 2年 9/8）

（調査開始の報告）

- ・ 質問状への回答（令和2年 10/29 まで（期限延長後））
- ・ 証拠の提出（令和2年 11/30まで）
- ・ 意見の表明、対質の申出、情報の提供（令和3年1/4まで）
- ・ 現地調査（令和3年3月）

※ 本申請は、関税定率法第8条第26項に基づく課税期間の延長を求めるものであり、同条第21項に基づく税率の変更を求めるものではない。

重要事実の開示

（令和 3年 5/26）

関税・外国為替等審議会
（特殊関税部会）

（令和 3年 8/2）

（課税延長の諮問）

（政令閣議・公布）

重要事実に対する
利害関係者による意見の表明等

不当廉売関税課税期間延長
（期間：5年以内）

不当廉売された貨物の輸入の継続のおそれ（韓国）

以下のとおり、日本への水酸化カリウムの輸出について不当廉売されているという事実、及び韓国の供給者の生産能力・市場状況等を踏まえれば、不当廉売された貨物の輸入が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に継続するおそれがあると認められた。

（１）不当廉売された貨物の輸入の事実

- 韓国から日本へ輸出される水酸化カリウムの輸出価格が、正常価格（輸出国の国内価格）と比較してどれほど安く設定されているか（不当廉売されているか）、調査を実施した。

（注）正常価格及び輸出価格について、調査当局に対して質問状回答を提出した供給者はいなかったことから、当局が知ることができた事実に基づき算出した。

- 調査により、正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったことから、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。

【表１】不当廉売差額率（韓国）

国（供給者名）		不当廉売差額率
韓国	（UNID）	66.51%
	（その他の供給者）	66.51%

（注1）平成31年1月1日から令和元年12月31日まで

（注2）不当廉売差額率＝（正常価格－輸出価格）／輸出価格×100

（２）不当廉売された貨物の輸入の継続のおそれ

- 韓国の供給者には、相当程度の余剰生産能力がある。
- 韓国の供給者の将来の生産は、増加が見込まれる。
- 韓国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できる韓国国内市場及び海外市場は存在しない。

不当廉売された貨物の輸入の再発のおそれ（中国）

中国から第三国への水酸化カリウムの輸出について輸出価格が正常価格よりも低いという事実、及び中国の供給者の生産能力・市場状況等を踏まえれば、不当廉売された貨物の輸入が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に再発するおそれがあると認められた。

（１）不当廉売された貨物の輸入の事実

- 中国から日本へ輸出される水酸化カリウムの輸出価格が、正常価格（輸出国の国内価格）と比較してどれほど安く設定されているか（不当廉売されているか）、調査を実施した。

（注1）正常価格について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、輸出国の国内価格に代えて、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報等を用いて算出した。

（注2）輸出価格について、調査当局に対して質問状回答を提出した供給者がいなかったことから、当局が知ることができた事実に基づき算出した。

【表2】不当廉売差額率（中国）

国（供給者名）		不当廉売差額率
中国	(Jiangsu OCI Chemical)	51.02%
	(その他の供給者)	51.02%

（注1）平成31年1月1日から令和元年12月31日まで

（注2）不当廉売差額率 = (正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格 × 100

- 調査対象期間に中国から日本への水酸化カリウムの輸出はなかったことから、正常価格と中国から第三国への輸出価格を比較し、第三国への輸出価格が正常価格よりも低いことが認められた。

（２）不当廉売された貨物の輸入の再発のおそれ

- 中国の供給者には、相当程度の余剰生産能力がある。
- 中国の供給者の将来の生産は、増加が見込まれる。
- 中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できる中国国内市場及び海外市場は存在しない。

本邦産業の損害の継続又は再発のおそれ

以下のとおり、不当廉売された貨物の輸入による本邦産業の損害の事実が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められた。

(1) 本邦産業の状況

- 現行の不当廉売関税措置により、韓国及び中国産品の輸入量は減少し(B)、国産品の販売量増加(C)に伴い本邦産業の営業利益はいったん改善が見られた(G)。
- 韓国産品の輸入は減少したものの継続しており、国内需要量が増加(A)するなか、国産品の市場占拠率は令和元年に減少に転じた(D)。
- 本邦産業は、韓国産品を引き合いに値上げ幅の圧縮や値下げを要求され、平成30年以降、製造原価の上昇(F)を販売価格に反映しきれず(E)、営業利益は低下した(G)。

【表3】本邦産業の状況

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
国内需要量(A)	100	102	107	111	114
韓国・中国産品の輸入量(B)	100	56	30	28	35
国産品の販売量(C)	100	109	120	127	128
国産品の市場占拠率(D)	100	108	112	113	111
国産品の販売価格(E)	100	98	96	95	98
国産品の製造原価(F)	100	87	81	87	96
本邦産業の営業利益(G)	100	179	236	191	123

(注) 表中、平成27年の数値を100とする指数を記入

(2) 損害が継続又は再発するおそれ

- 課税期間が満了した場合、
 - －韓国及び中国の供給者の余剰生産能力、市場等の状況を踏まえると、韓国及び中国の供給者は、日本への輸出を増加又は再発させるおそれがある。
 - －本邦生産者は、韓国及び中国産水酸化カリウムの安値輸入による国産品の販売価格の引下げを強いられ、その結果、国産品の販売価格が製造原価を下回るおそれがある。

調査を踏まえた対応

- 本年5月に実施した重要事実の開示により利害関係者から提出された反論及びそれに対する当局の検証結果は以下のとおりであった。
- 上記検証の結果、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入による本邦産業の損害の事実が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後、継続又は再発するおそれがあることが認められた。

(1) 重要事実の開示及び利害関係者の反論

反論		当局見解
①	調査当局は韓国供給者の生産能力増大が欧州市場を目的としたものであることを否定するが、証拠はない。	調査当局は、生産能力増大の目的・理由にかかわらず、韓国国内の将来の需要量が韓国供給者の余剰生産能力を吸収できないこと及び追加的な輸出を吸収できる海外市場がないことから、日本への不当廉売輸入が継続するおそれがあると認定している。
②	韓国産品の本邦への輸入量の増減と、本邦産品の本邦における販売量の増減は無関係であり、因果関係は存在しない。	平成30年から令和元年にかけて、韓国産品の輸入量、本邦産品の販売量の双方が増加しているが、本邦産品の市場占拠率は同期間に低下している。これは、輸入貨物に一部販売シェアが移ったために、需要量の増加幅に比べて本邦産品の販売量の増加幅が抑制された結果と解される。両者の間には十分関連性があると認められる。
③	本邦生産者1者の事業撤退の理由が輸入品の存在を原因とするものであることを裏付ける証拠がないにもかかわらず、これを認定したことは協定3.7に違反する。	本調査において調査当局は、協定11.3に沿って「本邦の産業に与える実質的な損害等が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ」を認定したのであり、協定3.7とは無関係である。

(2) 検証結果

反論を検証したところ、重要事実の内容を変更する必要は認められなかった。